

## 第 25 回指定難病検討委員会における 指定難病の要件についての主なご意見

### 1. がんの施策体系に含まれない疾病（例：良性腫瘍や前癌状態を呈する疾病）の取扱いについて

- がんについては、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 2 条第 1 項において、その定義が「悪性新生物その他の政令で定める疾病」とされており、同法施行令等により具体的な疾病名が定められているが、現行の指定難病の要件においてはその記載が必ずしも十分ではないと考えられるため、明記することが必要ではないか。

### 2. 「長期の療養を必要とする」という要件の考え方について

- I 「当該疾病に起因する症状に対し長期にわたって療養を継続する必要がある患者数が、どの程度の割合で存在するかにより、判断することとしてはどうか。」という案について
  - 「①疾病に起因する症状が長期にわたって継続する場合であり、基本的には発症してから治癒することなく生涯にわたり症状が持続又は潜在する場合を該当するものとする。」を判断するに当たっては、当該疾病のほとんどの患者において該当することが必要ではないか。
  - その上で、当該疾病が、「③症状が総じて療養を必要としない程度にとどまり、生活面への支障が生じない疾病」に該当するかどうかについては、当該疾病にかかる療養に必要な程度とそれが日常生活に及ぼす影響の度合いを勘案した上で、これまでの本委員会における議論等を踏まえ、個別に検討することとしてはどうか。